

2 環活第 27-9 号 令和 2 年 6 月 12 日

国土交通省

中部地方整備局長 殿



名岐道路(一宮~一宮木曽川)計画段階環境配慮書についての知事意見 について(通知)

このことについて、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、 予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための 措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第10号)第14条第2項に基づ く環境の保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

> 担当 環境局環境政策部 環境活動推進課環境影響評価グループ電話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

名岐道路(一宮~一宮木曽川)計画段階環境配慮書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画及び工事計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質及び騒音

事業実施想定区域内には集落・市街地が存在しており、本事業の実施に伴う大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物

事業実施想定区域の周辺には水田等が存在しており、立体構造とする場合には工作物の存在による鳥類への影響が懸念される。

このため、鳥類の生息環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 その他

(1)配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果について、大気等の予測結果が定性的な記載にとどまっていることなどから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。

また、本配慮書においても、同法に規定するこれらの事項について、同様の記載 にとどまっている。

このため、方法書以降の手続においては、適切に予測・評価を行い、図書を作成の上、環境の保全の見地からの意見を求めること。

(2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。